弁護士法人
長瀬総合法律事務所
NAGASE Sogo Law Office

NS News Letter

Vol.6
2016.09



CONTENTS

１．Topics：顧問弁護士に依頼するタイミング
２．Column：平成２８年 消費者契約法改正について
３．Notice①：顧問先様の声のご紹介
Vol.2　KyoudouProject 株式会社 様
４．Notice②：セミナー開催のお知らせ

1．Topics：顧問弁護士に依頼するタイミング

「顧問弁護士といっても何をしてくれるのか…？」
「顧問弁護士にこんなことを相談していいのだろうか？」
「顧問弁護士に相談したら、その都度費用が発生してしまうのか？」

日々の事業活動の中で、法律の知見が必要であることを実感される企業経営者の方は少なくないかと思います。契約書のレビュー、人事・労務問題、債権回収等、様々な局面で生じる法律問題に取り組む中で、顧問弁護士を検討される方もいらっしゃるかと思います。

一方、顧問弁護士が何をしてくれるのか、顧問弁護士にいつ・何を相談したらよいのか、費用負担はどうなるのだろうか等、このような疑問でお悩みの方もいらっしゃるのではないでしょうか。

当事務所にご相談にいらっしゃる企業様も、当初はこのようなお話をよくされています。

たしかに、弁護士と日頃から接していない企業様にとっては、弁護士とはトラブルが起きてから相談するものであり、日常的に相談する存在ではないと思われるかもしれません。ですが、これまで様々な相談を担当してきましたが、ほぼ共通してあてはまることは、

**「トラブルが発生・拡大する前に相談をいただいていれば、
未然に防ぐことができた・より小さい被害で抑えることができた」**

ということです。
日常的なトラブルは起きていない、そう思われるかもしれません。
ですが、このようなことでお悩みになったことはないでしょうか。

「新しく採用したいが、採用条件等に問題はないだろうか？」
「勤務態度の悪い従業員にはどう対処したらよいだろう？
「この契約書にサインして問題はないだろうか？」
「インターネットで頒布されている契約書の雛形を使用しているが、問題はないだろうか？」
「取引先が代金を支払ってくれないが、どうやって回収したらよいだろうか？」
「新規事業を始めたいが、法的リスクはないだろうか？」
「資金繰りが悪化しているが、どのように債務整理を図っていけばいいだろうか？」

このような問題は、インターネット等で調べたとしても、最適の回答が見つかる保証はありません。

このような場合にこそ、顧問弁護士に相談することが必要になります。
そして、できる限り早期にご相談されることをお勧めいたします。
さきほど挙げた事例でも、時間が経過すれば経過するほど、トラブルは拡大し、解決も難しくなるおそれがあります。

当事務所では、顧問先企業には無料相談枠を設けているほか、他のご相談よりも優先して相談対応する制度を設けています。
顧問先企業が抱える問題を少しでも早く、最適の解決ができるよう取り組んでおります。

お悩みのことがあれば、まずはお気軽に、お早めにご連絡ください。

【顧問弁護士の活用方法】

①　いつでも、何度でも無料相談！

- 顧問先企業様は、電話・メールを問わず無料法律相談をご利用いただけます。
- 当事務所から顧問先企業様へお伺いし、お客様が抱える法的問題の解決策を検討するほか、潜在的な法的リスクをチェックいたします。

②　迅速対応！

弁護士との法律相談をする場合、法律事務所を探す→電話やメールで問合せ→日程調整→相談、という流れが一般的ですが…

- 顧問契約を締結することで、このような煩雑な手続を踏むことなく、すぐに顧問弁護士に電話して法律相談をすることが可能です。
- 顧問先企業様が緊急を要するトラブルに遭った場合、優先して相談枠を設定する、企業様までおうかがいするなどの対応いたします。

③　より適切なアドバイス！

顧問契約を締結していない弁護士に相談する場合、事業内容や組織構成・担当者の業務等、相談内容と直接関係のない部分の説明に多くの時間を割かれてしまいます。

- 顧問弁護士は顧問先様の事情に精通していますので、トラブルや法律問題についてより適切な解決方法を選択できます。

④　法務部の機能・法務コストの削減

法務部の設置は会社にとって負担が大きいものです。また、維持するためのコスト負担が非常に大きいものです。

- 弁護士と顧問契約を締結すれば、法務部門のアウトソーシングとして、事実上法務部を設置するのと同様のメリットがあります。
- 弁護士との顧問契約は、法務部員の従業員を一人雇用することと比べれば、極めて低コストです。
 例えば、法務部員を１名雇用する場合、基本給のほかに社会保険料等も負担しなければならず、毎月 30 万円以上の人件費を要することが考えられます。
 しかも、法務部としてスキルを積むためには、十分な研鑽の機会と育成に長時間を要します。
 これに対し、当事務所と顧問契約を締結していただければ、高度の専門的知識を有する専門家を、わずか月 10 万円以下で活用することができます。
- 紛争の発生時、特にクレーマー対応などの際には、顧問弁護士への活動依頼によって、時間と労力を割かれる事態を回避できます。
- 顧問契約のプランに、内容証明郵便送付・契約書作成やチェックを含めた場合、これらのニーズに迅速に弁護士が対応いたします。

⑤　関連会社・従業員等の福利厚生

- 顧問契約をご締結していただいた企業様の関連会社や役員・従業員様やそのご家族の方の法律相談につきましても、初回法律相談は無料とさせていただいております。
- 役員・従業員の皆様の福利厚生を充実させる一環としても、顧問契約サービスはとてもメリットがあります。（但し、労働問題など顧問先との利害対立が生じるケースは除きます）

⑥　税理士・司法書士など他の専門家のご紹介

- 当事務所が提携する税理士等をご紹介することが可能です。

⑦　顧問弁護士の外部表示

- 顧問契約を締結いただいた場合、当事務所を顧問弁護士として表示していただくことが可能となります。
- 顧問弁護士を設定していることを対外的に表示していただくことで、顧問先企業様の信用性が向上することが期待できます。

２．Column：平成２８年 消費者契約法改正について

平成２８年３月４日、「消費者契約法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、５月２５日、「消費者契約法の一部を改正する法律」（以下「**改正法**」といいます。）が成立しました（施行は来年２０１７年６月３日です（一部除く））。

消費者契約法は、一般に情報力・交渉力に劣る消費者を保護すべく、契約の取消しと不当な契約条項の無効を柱とする法律ですが、改正法では、高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応し、より手厚い消費者保護に資するよう、①不当勧誘規制及び②不当条項規制等を強化・拡大する内容の改正を行うこととされました。

消費者契約法は、Ｂ to Ｃビジネスを規制対象とする法律ですが、一般消費者との取引を中心とするビジネス、とくにネットビジネスを展開している企業にとっては大きな影響力を持つ法律であり、改正法により、たとえばこれまで実務上一般に規定されていた、「お客様からの契約後のキャンセル・返品、交換には一切応じられません。」といった条項や、「一定期間内にお試し商品を返品しない限り、サービスを受諾したものとみなして有料サービスへ自動移行します。」といった条項は今後は無効となる可能性があり、実務上は大きなインパクトを伴う改正といえます。

そこで、本記事では、消費者契約法改正について、改正法が施行される前に要点を抑えていただくべく、その概要を解説することとします。なお、とくに重要な項目については☆マークを付しています。

目次

I. はじめに～消費者契約法改正の概要 …… 4

II.改正の経緯 …… 5

III.不当勧誘規制に関する改正 …… 5

　１．過量契約の取消権の創設（☆） …… 5

　２．重要事項範囲の拡大（☆） …… 6

　３．取消権の行使期間の延長 …… 7

　４．取消の効果 …… 8

IV.不当条項規制に関する改正 …… 8

　１．解除権を放棄させる条項（☆） …… 8

　２．不作為を意思表示とみなす条項（☆） …… 9

V. 終わりに …… 9

Ⅰ．はじめに～消費者契約法改正の概要

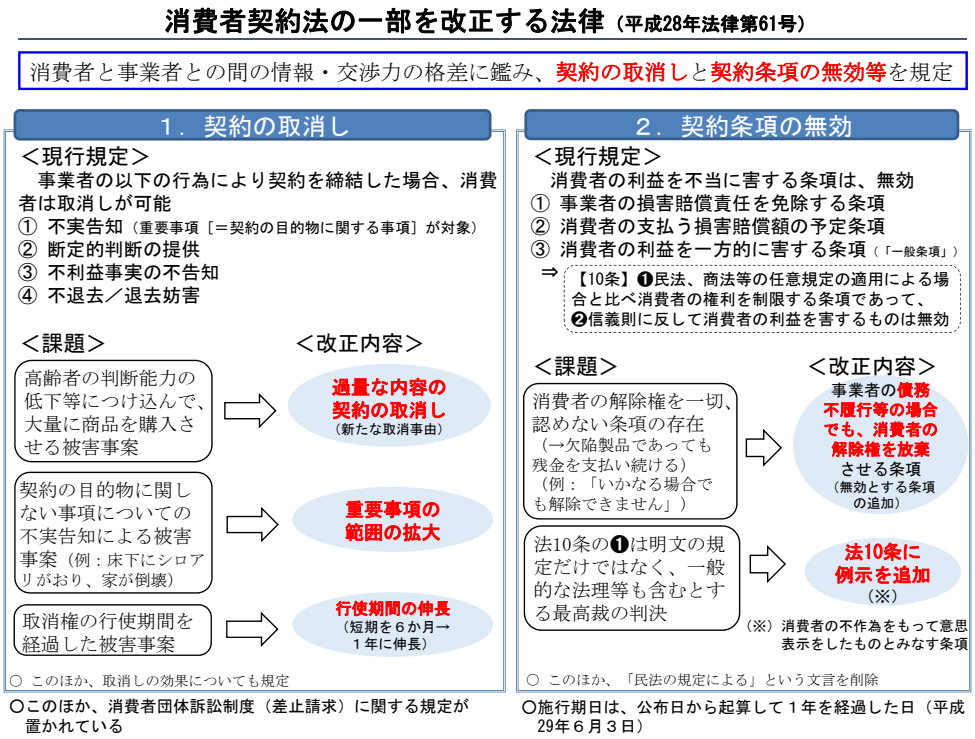
消費者契約法とは、消費者を保護するため、①事業者が消費者契約について勧誘をするに際して、一定の不当な行為をした場合に消費者に取消権を付与したり、②消費者契約において使用された、一定の不当な条項については無効であるとしたりしている法律です。

消費者契約法は、消費者と事業者との間の情報及び交渉力の格差に鑑み、契約の取消し及び契約条項の無効等を規律しており、広く消費者契約一般に適用される民法の特則です。

今般の改正では、高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応するものとされ、不当勧誘に関する規律と、不当条項に関する規律をそれぞれ拡充しています。

改正消費者契約法の概要については、下記イメージ図をご参照ください。

【改正法の概要イメージ】※



※消費者庁 HP「概要」より引用
http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/consumer_contract_amend.html

以下、本記事では、今般の改正の経緯について簡単にご紹介した後、今般の改正の骨子である、①不当勧誘規制の強化、②不当条項規制の改正を中心に、改正内容について説明していきます。



II.　改正の経緯

消費者契約法の改正に至る経緯をまとめると、概要以下のとおりです。

【消費者契約法改正の経緯】

2001 年 4 月	消費者契約法施行
2014 年 3 月～10 月	運用状況に関する検討会
2014 年 10 月～	消費者契約法専門調査会（2015 年 12 月報告書）
2016 年 1 月 7 日	消費者委員会による答申
2016 年 5 月 25 日	「消費者契約法の一部を改正する法律」成立
2017 年 6 月 3 日	改正法施行（一部規定を除く）

III.　不当勧誘規制に関する改正

改正消費者契約法では、不当勧誘規制に関する改正として、以下の４点が規定されています。

①過量契約の取消権の創設（改正法４条４項）
②重要事項範囲の拡大（改正法４条 5 項各号）
③取消権の行使期間の伸張（改正法７条）
④取消の効果（改正法６条の２）

以下、それぞれの改正内容について紹介していきます。

1.　過量契約の取消権の創設（☆）

改正法では、事業者が、消費者に対して、過量契約に当たること及び消費者に過量契約の締結を必要とする特別の事情がないことを知りながら勧誘して契約を締結させたような場合に、取消しを認める規定を新たに創設しています（改正法４条４項前段[1]）。

【過量契約の取消権の要件】

①　過量契約であること
②　事業者が過量契約であることを知っていること
③　事業者の勧誘によって消費者が意思表示をしたこと

ここで、「過量契約」とは、事業者から受ける物品、権利、役務等の給付がその日常生活において通常必要とされる分量、回数又は期間を著しく超える契約をいいます。

事業者にとっては、何をもって「通常の分量等を著しく超える」（＝過量）とされるかが最大の関心事となりますが、消費者契約法専門調査会での議論によれば、本規定は、公序良俗違反や不法行為で対応されてきた事案を念頭に置いたものとされており、あまりに広範に「過量」と認定されるものではないと思われます。

1 具体的には、改正法４条４項前段は、「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、物品、権利、役務その他の当該消費　者契約の目的となるものの分量、回数又は期間(以下この項において「分量等」という。)が当該消費者にとっての通常の分量等(消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件並びに事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして当該消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等をいう。以下この項において同じ。)を著しく超えるものであることを知っていた場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意

また、「過量」の目安として、公益社団法人日本訪問販売協会が公表している、「『通常、過量には当たらないと考えられる分量の目安』について」（平成２１年１０月８日）が参考になるものと思われます。

【「過量」の目安[2]】

商品・役務	内容	分量の目安
健康食品	保健機能食品を含む	１年間に 10 ヶ月分／人
アクセサリー	ネックレス、指輪、ブレスレット等	１個／人
寝具	掛布団、敷布団、枕等	１組／人
健康機器	家庭用医療機器を含む	１台／世帯
化粧品	化粧水、乳液、クリーム等	１年間に 10 個／人
学習教材	小中高の学習教材	１年間に１学年分／人
住宅リフォーム	屋根・外壁等の住宅リフォーム全般	１工事／築 10 年以上の１戸

また、改正法４条４項後段[3]は、事業者 A が消費者に商品を買ってもらうべく契約した際に、その消費者が既に同じ商品を別の事業者 B からも購入しており、A・B から購入した商品を合計すると「過量」に当たることを A が知っている場合、A との売買契約を当該消費者は取り消すことができる旨規定しています。この場合も、「過量」の解釈について、前段と同様の議論が参考となるものと思われます。

2. 重要事項範囲の拡大（☆）

現行の消費者契約法（以下「**現行法**」といいます。）４条１項１号は、不実告知による取消しとして、「重要事項」について、「事実と異なることを告げること」によって、消費者が「告げられた内容が事実である」と「誤認」した場合には、消費者は当該意思表示を取り消すことができる旨規定しています。

そして、現行法では、「重要事項」とは、

> 契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの
> かつ（and）
> （i）物品、権利、役務その他の契約の目的となるものの質、用途その他の内容
> 又は（or）
> （ii）物品、権利、役務その他の契約の目的となるものの対価その他の取引条件

と規定しており、たとえ契約締結に至った動機について不実告知（＝ウソ）がなされたとしても、「契約の目的となるもの」自体について不実告知がなされなければ、取消の対象とならないこととされていました。

2 平成２１年１０月８日付公益社団法人日本訪問販売協会「『通常、過量には当たらないと考えられる分量の目安』について」（http://jdsa.or.jp/wp-content/uploads/2015/03/quantity-guideline.pdf）を参照。

3 具体的には、改正法４条４項後段は、「事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が既に当該消費者契約の目的となるものと同種のものを目的とする消費者契約(以下この項において「同種契約」という。)を締結し、当該同種契約の目的となるものの分量等と当該消費者契約の目的となるものの分量等とを合算した分量等が当該消費者にとっての通常の分量等を著しく超えるものであることを知っていた場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときも、同様とする。」と規定している。

たとえば、ある男性が眼鏡店で視力検査を勧められて検査をしたところ、視力の低下が認められず、実際には運転に支障を生じるような視力ではなかったにもかかわらず、「自動車の運転に支障が出ますよ」と言われてメガネを購入した場合、「契約の目的となるもの」であるメガネそのものの効用（＝視力が改善する）についてはウソはつかれていないため、現行法では取り消すことができないこととなります。

しかし、契約の締結を必要とする動機についてウソを告げられた結果、この男性は本来必要のない契約を締結しており、こうした被害も現に発生していることから、動機に関する不実告知についても取消の対象として追加すべく、重要事項に「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情（＝動機）に関する事項」を追加して列挙する改正を行っています。

具体的には、改正法により、「重要事項」として、以下のとおり②(iii)が追加されることとなります。

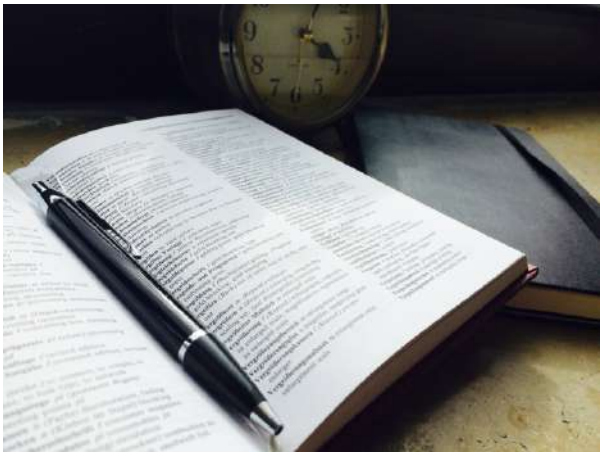
契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの
かつ(and)
(i) 物品、権利、役務その他の契約の目的となるものの質、用途その他の内容
又は(or)
(ii)物品、権利、役務その他の契約の目的となるものの対価その他の取引条件
又は(or)
(iii)消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項＊（改正法により追加）

かかる改正により、前述のメガネの例で言えば、メガネを購入しようとした動機（視力が低下し、運転に支障が出る）について不実告知をされたためにメガネを購入したことから、「重要事項」である「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」についての不実告知として、男性はメガネの購入を取り消すことが可能となります。

3. 取消権の行使期間の伸張

現行法では、取消権の行使期間について、「追認をすることができる時から 6 ヵ月」(短期の行使期間)、または、「消費者契約の締結の時から 5 年」(長期の行使期間)と規定されています。

改正法により、短期の行使期間について、６ヶ月間から１年間に伸張されることとなります（改正法 7 条１項)。



4. 取消の効果

現行法上、消費者が取消権を行使した場合の返還義務の範囲は現存利益の限度（取得したすべての利益から、費消、滅失毀損した分を差し引いて、現に利益を受けている部分）とされていますが、改正法によってもこの範囲に変更はありません。

それではなぜこの改正が行われたかというと、現在議論されている改正民法１２１条の２では、「意思表示が取り消された場合、双方の当事者が原則として原状回復義務を負うことを定める。」と規定される可能性があるところ、もし消費者が原状回復義務まで負ってしまうとすると、たとえば消費者が受領した商品を費消してしまった場合、事業者の不当勧誘行為を理由に取り消したとしても、当該消費者はその費消した分の客観的価値を返還しなければならないこととなり、その分の代金を支払ったのと同じ結果になってしまい、結果として「やり得」を認めることになりかねません。

そこで、改正民法の規定にかかわらず、改正法においても現状どおり、給付の当時善意であった消費者が取消権を行使しても現存利益のみ返せばよいことを明確にした規定を追加しています（改正法６条の２）。

IV. 不当条項規制に関する改正

1. 解除権を放棄させる条項

現行法 10 条は、「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第１条第２項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」と規定しており、一定の不当な条項を無効とする、いわゆるバスケット条項として機能しています。しかし、現行法 10 条の要件は非常に抽象的であるため、契約当事者の予見可能性を高め、紛争を予防する観点から、具体的な条項を無効とする規定を新たに追加すべきとの議論がなされてきました。

そこで、改正法では、債務不履行又は瑕疵担保責任の規定に基づく解除権をあらかじめ放棄させる旨の条項は、例外なく無効とする旨の規定が追加されました（改正法８条の２）。

> （改正法８条の２）
> 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。
> ① 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項
> ② 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があること（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があること）により生じた消費者の解除権を放棄させる条項」

かかる改正により、これまで実務上、約款や契約書等においてしばしば見られた、「お客様からの契約後のキャンセル・返品、交換には一切応じられません。」といった規定は、事業者の債務不履行等による解除権をあらかじめ放棄させる旨の条項として無効となるため、事業者サイドではとくに注意が必要といえます。

これに対して、改正法においても、解除権の「放棄」ではなく、「制限」に留まる規定であれば、なお有効と考えることができるものと思われます。たとえば、「不良品については交換する。」ですとか、「レシートがある場合には、解除することができる。」といった条件付で解除を認める規定であれば、解除権を一律に「放棄」させたものではなく、解除権の行使に「制限」を付したに留まるため、改正法の下でもなお有効と思われます。

2. 不作為を意思表示とみなす条項

前述のとおり、現行法 10 条の規定は抽象的でわかりづらいため、改正法では例示を追記することとしました。

具体的には、改正法 10 条では、「消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項」という文言を例示として追加することとしています。

これにより、たとえば、ウォーターサーバーレンタル契約等に関する無料お試しキャンペーン規約において、「無料お試し期間中に所定のキャンペーン終了手続が行われず、貸出しを受けたすべてのレンタル商品が A 社指定の配送センターに返却されなかった場合は、本サービスを継続して利用する意思があるものとみなし、有料サービスへ自動移行するとともに月額料金の課金が発生します。」といった、実務上よく見る条項は、改正後は無効となり得るため、このような規定を置いている事業者はとくに注意する必要があります。

Ⅰ. 終わりに

以上のとおり、今般の消費者契約法改正により、これまえ実務上、事業者側に有利な規定として一般的に規定されていた条項の有効性についても改めて検討し直し、場合によっては利用規約等を改訂する必要が生じる場合も想定されます。そのため、改正法の概要が自らのビジネスにどのような影響をもたらすか、慎重に分析・検討することが望ましいといえます。

また、今般の改正においても、消費者の一定の作為をもって意思表示があったものと擬制する条項（たとえば、「お客様が商品の包装を開封したら、契約を承諾したものとみなす。」等の条項）の有効性等については結論が出ておらず、今後も改正の議論がなされる可能性があることに留意が必要です。

お名前：

ご住所：

連絡先：TEL

■■　お客様お問い合わせ記入欄　■■

今回の記事に関して、ご質問・ご不明点があれば、左記にご記入のうえ下記までお問い合わせください。

TEL　029-875-8180（平日 9:00～17:00）
FAX　050-3730-0060
E-MAIL　nagase@nagasesogo.com

□　今回の記事について相談したい
□　開催セミナーについて相談したい
□　法律問題・顧問契約について相談したい

Vol.2　KyoudouProject 株式会社 様

Kyoudou Project株式会社　長瀬総合法律事務所 NAGASE General Law Office

今月も、当事務所と顧問契約を締結してくださっている企業様にインタビューをお願いいたしました。
インタビュー動画は、長瀬総合法律事務所 web サイト「顧問先様の声」にてご紹介しております。
ぜひ、ご覧ください。

こちら ▸▸　http://houmu.nagasesogo.com/顧問先様の声/

今回の顧問先様　KyoudouProject 株式会社



代表取締役
波多野　ダニエル　様

Q：KyoudouProject 株式会社様の企業活動と、ビジョンをお聞かせください。

人材派遣を行っています。
経営のビジョンはあるのですが、それに近づけるのは難しいですね。
託児所を作ったり、人が働きやすい環境を整えていますが、時代が変わるにつれて、求められる環境のニーズも変わってくるので、それに合わせられるように、毎年、経営のビジョンを作っています。

Q：会社の規模についてお教えください。

正社員は１２名ほどです。
登録して派遣先で働いているかたが４５０名です。



Q：創業時期についてお教えください。

平成２５年１月に創業しました。
法人化したのが、その年の１２月です。

Q：急成長のきっかけをお教えください。

「人に優しく」と考えたときに、託児所を作ったこともきっかけの１つですね。
今は共働きするかたが多いので、その環境を作ってあげたり、私も派遣社員として務めていた経験があるので、その時の想いを、今の環境づくりへ反映させているところでしょうか。

また、送迎や、派遣先様の要望に応えるため、他県から人を呼んだり、魅力のひとつとしてアパートを構えたり、最初は無理だったことも、今は整えられるようになってきました。

５０名まではなかなか人が増えませんでしたが、そこから急に増えていきましたね。

Q：スタッフの構成についてお教えください。

７割が外国人です。
託児所へ預けて働くシングルマザーのかた、扶養の範囲内で働くかたが多いので、週に２、３回の勤務形態のかたが多いです。

そのため、時間で見れば全体は多くはありませんが、それだけ人数がいることで口コミが増え、「じゃあ私も登録して、働ける日に働こう」というスタイルができ、現在では随時人が増えるようになりました。

Q：顧問弁護士サービスをご利用することになったきっかけを教えてください

会社が大きくなるうえでは、守りも大事だと思います。
自分が知らない間に、法をおかしていることがあるかもしれません。
そのような時に、先生のアドバイスをいただけるだけで、間違ったことにはならないので、それが一番の強みですね。

Q：当事務所にご依頼された理由・印象はどうでしょうか？

最初に「安心感」を感じました。
ここであれば、会社を任せられるかなと。



顧問になってもらっているおかげで、今の会社の成長があると思います。
（経営方針を）疑いながら進むというのは、進歩はおくれてしまうと思っています。
安心感があると、背中を押されるような感じで、進むべきところで立ち止まらずに、安心して進んでいけます。

人は感情を持っているので、いつトラブルになるか分かりません。
最初からトラブルを抱えてくる人もいます。
顧問弁護士になってもらっていると、その人に関する悩みも聞いていただけるので、一番助かっています。

Q：弁護士へ相談することへのイメージは変わりましたか？

変わりました。
もっと難しいもの、話しづらい印象がありました。
こちらの事務所はそのようなイメージはなく、それほど高くない料金で、ここまでやってもらっているのはありがたいなと思っています。

インタビューへのご協力、ありがとうございました

3回で
全て
分かる!!

労務対策 実務セミナー

社会保険労務士様のための

弁護士法人　長瀬総合法律事務所主催

社会保険労務士様のための実務セミナー

「無期労働契約転換」「残業代請求初期対応」「メンタルヘルス」

第1回　有期契約労働者の円滑な無期転換対応実務

■セミナー内容
・無期転換権の行使に関する法的留意点
・判例等に基づく均衡待遇への対応策
・無期転換に対応した就業規則等の作成、整備におけるポイント
・制度導入に伴う想定されるトラブルと防止策

第2回　残業代請求初期対応の実務

■セミナー内容
・残業代請求と労使紛争の実態
・就業規則作成における法的留意点
・労働基準監督署の対応方法
・労働審判の心構えと準備の仕方
・残業代請求における解決事例紹介



第3回　“最新”メンタルヘルス対処法の実務

■セミナー内容
・メンタルヘルス問題における事例紹介
・メンタルヘルス不調者への法的対応の実務
・メンタルヘルス問題防止のためのハラスメント対策
・メンタルハラスメント不調者相手の雇用契約終了の実務



講師：
弁護士　長瀬　佑志

■講師プロフィール
2006年　東京大学　法学部卒業
2008年　司法研修所　修了
　同年　　西村あさひ法律事務所入所
2009年　水戸翔合同法律事務所入所
2013年　長瀬総合法律事務所開設

■講演実績
・整骨院、接骨院対象 法律セミナー
・保険代理店対象 法律・集客セミナー
・交通事故法律セミナー
・B型肺炎訴訟 相談会　　など多数

セミナーに関するお問い合わせ、参加のお申込みについては以下までご連絡ください。
TEL：029-875-8180　FAX：050-3730-0060
URL：http://nagasesogo.com/
担当：梅原

弁護士法人
長瀬総合法律事務所

Notice②：セミナー開催のお知らせ　　牛久事務所　詳細

弁護士法人　長瀬総合法律事務所主催　**社会保険労務士のための実務研修シリーズ**

労務問題への対応・対策について
深く知識を研鑽されたい社会保険労務士様は、ぜひご参加ください！

当事務所では社会保険労務士様を対象にした実務セミナーを定期開催致します。
社会保険労務士の皆さまにとって3つのテーマに関した実務を詳しく知って頂くことで、
顧問先企業により高品質のサービスを提供することが出来ます。この機会をぜひ、ご利用ください。

■日程とセミナーテーマ（詳しくは裏面をご覧ください。）

~~2016年10月13日(木)「有期契約労働者の円滑な無期転換対応実務」~~

2016年12月　8日(木)「残業代請求初期対応の実務」

2017年　2月　9日(木)「“最新”メンタルヘルス対処法の実務」

いま抱えている課題	セミナーに参加することで課題を解決できます！
1. 無期転換制度導入にあたって企業にとっての法的な留意点がよくわからない…	1. 無期転換に備え法的側面を加味した就業規則の作成方法を知ることができる！
2. 残業代請求で労働基準監督署の対応に困っている…	2. 労基から要求される帳簿作成について知ることができ、スムーズに対応できる！
3. メンタルヘルス問題を未然に防止したいけど、具体的な対策方法がわからない…	3. ハラスメント対策に関する社内研修を顧問先の企業で開催できるようになる！

■時間
各日程とも18時～20時
※20時より懇親会を実施します。
（自由参加・懇親会費5,000円）

■参加費
2,000円
（但し、顧問先事務所様については無料）

■場所
弁護士法人　長瀬総合法律事務所
牛久事務所

JR牛久駅東口を降りて頂き
真正面のビルの5階になります。
1階にちば証券（赤い看板）がございます。



セミナーのお申込みは下記を記載のうえ、FAXで送信下さい。FAX：050-3730-0060

貴社名		参加者名	お役職：　参加人数：　名 懇親会参加人数：　名
参加者名	お役職：　参加人数：　名 懇親会参加人数：　名	参加者名	お役職：　参加人数：　名 懇親会参加人数：　名
ご住所		電話番号	
希望セミナー	□全て ~~□無期転換対応（10/13）~~ □残業代請求対応（12/8） □メンタルヘルス対処（2/9）		

ご回答ありがとうございます。定期セミナー等のご案内（メルマガ登録）について希望しない方は✔を入れて下さい。 □

お問い合わせ先／弁護士法人　長瀬総合法律事務所　担当　梅原
TEL：029-875-8180　FAX：050-3730-0060　URL：http://nagasesogo.com/
弁護士法人 長瀬総合法律事務所

日立事務所　詳細

弁護士法人　長瀬総合法律事務所主催　**社会保険労務士のための実務研修シリーズ**

労務問題への対応・対策について
深く知識を研鑽されたい社会保険労務士様は、ぜひご参加ください！

当事務所では社会保険労務士様を対象にした実務セミナーを定期開催致します。
社会保険労務士の皆さまにとって3つのテーマに関した実務を詳しく知って頂くことで、
顧問先企業により高品質のサービスを提供することが出来ます。この機会をぜひ、ご利用ください。

■日程とセミナーテーマ（詳しくは裏面をご覧ください。）

~~2016年10月27日（木）「有期契約労働者の円滑な無期転換対応実務」~~

2016年12月15日（木）「残業代請求初期対応の実務」

2017年　2月16日（木）「“最新”メンタルヘルス対処法の実務」

いま抱えている課題	セミナーに参加することで課題を解決できます！
1．無期転換制度導入にあたって企業にとっての法的な留意点がよくわからない…	1．無期転換に備え法的側面を加味した就業規則の作成方法を知ることができる！
2．残業代請求で労働基準監督署の対応に困っている…	2．労基から要求される帳簿作成について知ることができ、スムーズに対応できる！
3．メンタルヘルス問題を未然に防止したいけど、具体的な対策方法がわからない…	3．ハラスメント対策に関する社内研修を顧問先の企業で開催できるようになる！

■時間

各日程とも18時～20時
※20時より懇親会を実施します。
（自由参加・懇親会費5,000円）

■参加費

2,000円
（但し、顧問先事務所様については無料）

■場所

弁護士法人　長瀬総合法律事務所
日立事務所

R常磐線「日立」駅の改札口を出て頂き，正面をご覧ください。
三井生命日立ビルには日立赤十字社の献血ルームが入っており，
こちらが目印となります。



セミナーのお申込みは下記を記載のうえ、FAXで送信下さい。FAX：050-3730-0060

貴社名		参加者名	お役職：　参加人数：　名 懇親会参加人数：　名
参加者名	お役職：　参加人数：　名 懇親会参加人数：　名	参加者名	お役職：　参加人数：　名 懇親会参加人数：　名
ご住所		電話番号	
希望セミナー	□全て ~~日無期転換対応（10/27）~~ □残業代請求対応（12/15） □メンタルヘルス対処（2/16）		

ご回答ありがとうございます。定期セミナー等のご案内（メルマガ登録）について希望しない方は✔を入れて下さい。 □

お問い合わせ先／弁護士法人　長瀬総合法律事務所　担当　梅原
TEL：029-875-8180　FAX：050-3730-0060　URL：http://nagasesogo.com/

弁護士法人
長瀬総合法律事務所

【お問い合わせ先】事務所名：弁護士法人長瀬総合法律事務所

［牛久本部］

〒300-1234

茨城県牛久市中央 5 丁目 20 番地 11

牛久駅前ビル 501

TEL　029-875-8180

FAX　050-3730-0060



［日立支所］

〒317-0073

茨城県日立市幸町 1 丁目 4-1

日立駅前ビル 4 階

TEL　0294-33-7494

FAX　050-3730-0060



【事務所理念】

すべてのクライアントの「再生」のために

私たちは、この使命を実現するために、最高のリーガルサービスを提供できるよう常に研鑽に務め、組織を発展させます

【事務所ＵＲＬ】

総 合 サ イ ト ：http://nagasesogo.com
交通事故サイト：http://jiko.nagasesogo.com
刑事事件サイト：http://keiji.nagasesogo.com
離 婚 サ イ ト ：http://rikon.nagasesogo.com
債権回収サイト：http://saikenkaisyu.nagasesogo.com
相続・遺言サイト：http://souzoku.nagasesogo.com
労働問題サイト：http://roudou.nagasesogo.com
企業法務サイト：http://houmu.nagasesogo.com